

世界知的所有権機関（W I P O）における最近の動向について

① 第 4 7 回加盟国総会

2009年9月22日～10月1日（於：ジュネーブ）に開催。SCCR 等を含め、各委員会の報告及び議論が行われた。

（著作権等常設委員会（S C C R））

前回の総会以降の SCCR 会合に係る状況報告が行われた後、各国より意見交換が行われた。

権利の制限と例外については、途上国より、視覚障害者の権利制限条約案を早期に妥結すべき、権利制限の検討にあたっては包括的なアプローチで国際的な裁定基準の検討を行うべきとの意見が出された。一方、先進国からは、権利制限一般については、スリーステップテストを尊重して国際レベルの規範策定は行うべきではないとの意見が出された。

視聴覚実演の保護については、米国、EU 等より議論の継続を希望する意見が出された。

放送機関の保護については、EU 及び日本より、外交会議開催の条件の見直しを含めて議論を前進させる方法を検討すべきとの意見が出た一方、米国より外交会議開催の条件の緩和は適切ではない旨の意見が行われた。

（開発と知的財産に関する委員会（C D I P））

4月に開催された第3回 CDIP の概要報告が行われた後、当該会合の議長の交代が報告された。その後、各国より、第3回 CDIP から採用されたテーマ別アプローチ方式は開発アジェンダ勧告の早期実施につながるとして支持が表明された。

（遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会（I G C））

現在の IGC のマンデートが2009年末で終了するが、昨年7月に開催された IGC において次期マンデートの内容について合意に至らなかったため、当該総会において次期2年間のマンデート更新について議論が行われた。

これまで同様、アフリカグループを中心とした途上国が、①テキストベースの交渉、②国際的に法的拘束力のある文書の合意、③外交会議の日程を含めた具体的なスケジュール、を次期マンデートに含めることを要求したのに対し、先進国は、法的拘束力のある制度を創設することに結びつくマンデートに対して強く反対した。

最終的に、マンデートを更新することとなり、次期マンデートは以下の通り。

- ①国際的な法的な文書(international legal instrument(or instruments))の合意に達することを目的としたテキストベースの交渉を行うこととし、その文書は、伝統的知識、伝統的文化表現、遺伝資源の効果的な保護を確保すること
- ②スケジュールに沿って、2010-2011年の2年間に4回の委員会と3回の

会期間作業部会 (IWG) を開催すること

③今までに提出されている全ての WIPO 作業文書を基にテキストベースの交渉を行うこと

④外交会議の開催については 2011 年の加盟国総会で決定すること 等

② 第 19 回著作権等常設委員会 (SCCR)

2009 年 12 月 14 日～18 日 (於: ジュネーブ) に開催。

本会合では、前回会合の結果を踏まえ、権利の制限と例外、視聴覚実演の保護、放送機関の保護について議論が行われた。

権利制限と例外については、視覚障害者むけの条約案につき一部議論がなされ、南米・カリブ諸国グループ (GRULAC) 等から条約案への支持及び個別条項に係る質疑応答が行われる一方で、先進国からは各国の法制度を説明し、条約がなくても各国が柔軟に対応していることを主張。本会合において、米国は、条約案の検討を否定せず、本問題に具体的にワークプログラムにより取り組むことを表明。EU は米国提案に慎重な姿勢をみせたが、ワークプログラムを検討することは受け入れることとした。一方で、アフリカグループが他の障害者等の権利制限など包括的な取組の重要性を訴え、視覚障害者の議論だけが大きく先行することを懸念し反対したため、ワークプログラムへの言及は避けつつ、活字障害者 (Persons with print disabilities、※視覚障害者に加え読み書き障害者も含む) の権利制限のためのオープンエンド集中協議 (Focused Open ended consultations) を開始することとする一方、他の分野も含むワークプログラムを設立することを目的とした検討を次回会合で実施することとなった。また、あわせて、権利制限に関する質問票についての議論がなされ、今後、各国からのコメントを踏まえて若干の修正をした上で、実施されることになった。さらに、関係者によるプラットフォーム会合の有効性が共有され、引き続き、会合を開催しその結果を事務局が次回 SCCR で報告することとなった。

視聴覚実演の保護については、2000 年の外交会議における 19 条の暫定合意を基礎とする点は一致したものの、その後の変化を盛り込むべきとの意見もあり、今後、議論がリオープンされる可能性も否定できない。次回の SCCR 会合よりも前に、懸案事項を解決するためのオープンエンド協議を開催することが要請され、これを受けた次回 SCCR で議論が進展すれば、2010 年の総会において外交会議の開催提案ということもあり得る状況となっている。

放送条約については、米国が、範囲としてウェブ放送等を入れ込むべきとの方針を打ち出したこともあり、一般的に前向きに進め、議題に残すということだけが確認された。

なお、次回会合は、2010 年 6 月 21 日～25 日の開催が決定された。

(SCCR の結論については、(別紙) 参照)

③ 視聴覚実演の保護に関する非公式協議

2009年9月8日（於：ジュネーブ）に開催。本会合では、2000年の外交会議で20条中19条について合意したものの権利の移転に関して合意ができなかった視聴覚実演条約について、非公式の会合が行われた。

冒頭、ガリ事務局長より、今までの経緯及び視聴覚実演の保護の重要性について発言。その後、国際俳優連盟(FIA)、国際音楽家連盟(FIM)、国際プロデューサー連盟(FIAP)、欧州実演家連盟(AEPO-ARTIS)より、視聴覚実演条約が重要であること、権利の移転について解決策が必要であることなどの説明が行われた。

各国から、視聴覚実演の保護の重要性について発言があり、我が国からも、視聴覚実演条約の早期採択の必要性等について発言を行った。

④ ローマ条約締結国会合

2009年9月7日～9日（於：ジュネーブ）に開催。本会合では、ローマ条約、WPPT等の締結状況、実演家、レコード製作者及び放送機関の権利保護に関する現在の国際的な活動等の報告が行われた。

次回会合は、視聴覚実演の保護又は放送機関の保護に関し、何らかの新しい重要な動きがあった後に開くこととなった。

⑤ 第4回開発と知的財産に関する委員会（CDIP）

2009年11月16日～11月20日（於：ジュネーブ）に開催。本会合では、アジェンダに関し、調整メカニズムを優先して先に議論すべきとする途上国と議題通りにテーマ別プロジェクトに関するサブスタンスを先に議論すべきとする先進国の立場の相違が事前にあったが、議長より議題順を変更することなく午前と午後に分けて両者を平行して議論するとの折衷案が提示され受け入れられた。

承認された勧告を実施するための作業プログラムの検討について、「知的財産と競争政策」、「知的財産、情報通信技術とデジタルデバイド」、「特許情報へのアクセスのためのツール開発」、「開発活動の監視、評価を支援するためのWIPOの結果重視マネジメント（RBM）フレームワークの強化」を承認、「知的財産とパブリックドメイン」は部分的に承認されたが、「知的財産と技術移転：共通課題－共通解決策」については、途上国は技術移転が最も重要な要素であるにも関わらず事務局提案は極めて不十分であるため、途上国有志国で会合後に提案を提出するとし、次回会合前に、事務局がその提案に対する各国のコメントを含めたノンペーパーを配布、次回会合にて引き続き議論することとなった。

調整メカニズムに関しては、Bグループ提案とブラジル等提案に基づいて議論、まず各委員会からの報告フローや国連一般総会へのレポートについては大枠のコンセ

ンサスが得られたが、1) モニタリング、評価、報告、調整のための特別会合の開催、2) 監査委員会の関与、3) 外部専門家の関与、の3点については懸隔が残った。非公式協議を通じ、1) の点については、—①実質的にモニタリング、評価、報告、調整のための十分な時間を確保すること、②CDIPがモニタリング、評価及び報告のために十分な各委員会の活動に関する情報が得られるようにすること—が途上国を中心とする共同提案国にとって重要事項であるとの共通認識が形成され、議論は、CDIPが他の委員会に比べ優位な位置付けとならないようにすることなどを含むBグループ提案の原則を踏まえつつ、上記重要事項が確保されるような方策を探る方向で進むこととなった。しかし、2)、3) の点については時間切れとなり、次回会合において調整メカニズムを実質的な最初のアジェンダとし審議に十分な時間をとることで合意された。

⑥ 第15回遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会 (IGC)

2009年12月7日～12月11日（於：ジュネーブ）に開催。本会合では、伝統的文化表現（TCE）、伝統的知識（TK）に関し、それぞれ実体条項に基づいて議論がなされた。先進国はまずは政策目的・一般原則について議論をすべきであるとしたが、議長がサブスタンスについてのテキストベースの議論の進展が必要であるため、実体条項から議論を行うとし、実体条項について条項毎に議論が行われた。今次作業及びその結果を反映した文書の位置づけの明確化に関し、議長から、今回の作業は作業文書の改訂作業であり、当該文書を唯一のテキストベースの交渉の基礎とすることに合意したことを意味するわけではない旨説明がなされた。

また、遺伝資源（GR）に関しては、各国の法制、経験等の共有が図られた。

会期間作業部会（IWG）のマンデート等について、1) 参加者を限定するかどうか、2) 各会合で扱う事項（全てのIWGで3つの事項を扱うか、3回のIWGをそれぞれ順にTCE、TK、GRに割り当てるか）を中心にBグループ及びアフリカグループの間の懸隔は埋まらず、コンセンサスは形成されなかった。これにより2010年2月あるいは3月に予定されていたIWGが開催できなくなったことを踏まえ、2010年6月に予定されていた次回IGC会合を2010年3月に行い議論を継続することとなった。（その後、2010年5月3日～7日（予定）に変更になっている。）

【第 19 回著作権等常設委員会 (SCCR) の結論文書のポイント】

1. 権利の制限と例外

- ・ 今回新たに行われた調査に感謝。各メンバーは調査内容の修正や更新に関し、1 月 8 日までに事務局に情報を提出する。
- ・ 委員会は調査票の第 2 版を検討し、事務局は各メンバーからのコメントを受けて、最終版とし、2 月 10 日までに配布する。各メンバー国は、5 月 10 日までに返答し、結果は次回の会合資料とする。なお、質問票は、今回から大きな内容の変更は行わない。
- ・ 権利の制限と例外について、遅滞なく、实际的、国際的アプローチで、検討を進めることを確認する。
- ・ 委員会は、ブラジル等からの視覚障害者の権利制限条約案を検討し、質問やないようの確認がなされた。本案及びそれ以外の可能な提案について、次回会合で議論する。
- ・ 委員会は、活字障害者のための権利制限と例外について、国際的なコンセンサスを得るための作業を検討するオープンエンドの会合の開催の開始を了解する。
- ・ 委員会は事務局に各国の経験や事例に関する情報資料を用意することを要請する。
- ・ 権利制限と例外について、活字障害者に関することに加え、教育、図書館等に関することも含め、次回の会合の議題とし、社会、文化、宗教に関する点も含め、グローバルかつ包括的なアプローチに沿って、ワークプログラムを作成する目的で検討する。
- ・ 権利の制限と例外について次回会合のアジェンダとして維持する。

2. 視聴覚実演の保護

- ・ 委員会は、視聴覚実演の保護を推進することについて確認する。
- ・ 事務局は、残っている問題を議論するための公開のコンサルテーションを開催する。
- ・ 委員会は、次の段階として、外交会議の開始を総会で勧告してもらう可能性について各国の同意が得られるかどうかについて検討を行う。委員会は、2000 年の外交会議で暫定合意がなされた 19 条は議論の基礎となることと考える。19 条の議論をリオープンするべきではないという意見もあり、また、これまでの変化を考慮する必要があるとの意見もあった。
- ・ 視聴覚実演の保護について次回会合のアジェンダとして維持する。

3. 放送機関の保護

- ・ 委員会は、社会経済的な観点からの分析になされたことと、次回、第 2 部の分析の提出がなされることを認識する。
- ・ 委員会は、2007 年総会のマンデートに基づき、引き続き、本件の検討を次回にも行うことを確認する。
- ・ 事務局は、地域セミナーを開催し、次回会合で結果報告を行う。

4. 次回会合

- ・ 第 20 回 SCCR 会合は、6 月 21 日から 25 日に開催する。